

[事案 2024-108] 新契約取消請求

・令和 6 年 9 月 11 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 11 月に契約した変額保険について、保険料払込中断や、増額・減額が自由自在にできると説明されたため契約したが、実際は、減額や払込中断によっては保険契約が消滅する可能性があることを説明されていなかった。また、このことは、最新のパンフレットでは記載されているが、契約時のパンフレットに記載はないので、契約を取り消して、支払った保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

個別事情に鑑み、申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。